

# 平成 2 5 年 9 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 1 日 目 )

平成 2 5 年 9 月 2 5 日 水 曜 日 ( 午 前 1 0 時 開 会 )

## 出 席 議 員 ( 1 5 人 )

1 番	村 井	達 己
2 番	竹 村	一 義
3 番	福 田	徹
4 番	堀 田	一 德
5 番	三 岳	昇
6 番	毛 利	喜 信
8 番	波 戸	勇 則
9 番	小 谷	龍 一 郎
1 0 番	朝 長	敏
1 1 番	小 田	成 実
1 2 番	田 口	一 信
1 3 番	森 田	宏
1 4 番	久 保 田	和 惠
1 5 番	山 口	隆
1 6 番	初 手	安 幸

## 欠 席 議 員 ( 1 人 )

7 番	田 崎	一 幸
-----	-----	-----

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山口 誠 実
企画財政課長	大 川 豊 文
国体推進室長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健康推進課長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住民福祉課長	住 吉 克 己
産業振興課長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
夕 日 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行
選挙管理委員会委員長	植 田 光

## 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成25年9月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、田口一信議員及び森田宏議員を指名します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から10月10日までの16日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から10月10日までの16日間と決定を致しました。なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

( 1 0 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第3、諸般の報告をおこないます。

去る、7月30日、東彼杵町において、平成25年度第17回大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会が開催され、大村東彼地域基幹農道の早期建設を実現するため、期成会の総力を結集し、川棚西部地区の早期完成に向けて関係機関、団体との連携を図ること等を確認を致しております。なお、本年度より、期成会会長には、東彼杵町長に代わり川棚町長が就任を致しました。

次に、7月17日、佐世保市において平成25年度東彼杵道路建設促進期成会総会が開催をされました。県北地域から、県央、県南地区へ向けた唯一の生活産業道路である国道205号は、ほとんどの区間が片側一車線で一部が迂回路のない単一路線であることから、災害発生による沿線地域の孤立化と生活、

産業、救命救急道路としての機能が遮断されることも想定されるため、その対策が急がれ、早期実現に向けて要望活動を行ってきましたが、平成6年に候補路線の指定を受け、19年を経過しているにも関わらず、未だに実現に至っていない状況にあることも踏まえ、当面の対策として、将来の東彼杵道路として活用できるバイパスなどにより、早期事業化を図ることと、一般国道205号に関わる交通安全対策事業、防災対策事業及び道路施設整備の促進を図ることを確認を致しております。

次に、8月27日、長崎市において、平成25年度長崎県後期高齢者広域連合議会定例会が開催され、平成24年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算の認定、その後、一般質問1件が行われて閉会を致しました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が、6月定例会以降、主に私が出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から6月実施分、7月実施分、8月実施分の例月出納検査の結果に関する報告書が提出をされておりますのでご一読願います。

また、本会議までに受理した「森林吸収減対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、配布にとどめますので了承をお願い致します。以上で、私からの報告を終わります。

( 1 0 : 0 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第4、行政報告をおこないます。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 皆様、おはようございます。本日ここに平成25年川棚町議会9月定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、残暑厳しい中ではありましたが、ご健勝にてご出席をいただき定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、行政報告を2件させていただきます。

まず、石木ダム建設についてでございます。長年の懸案事項であります石木ダム建設につきましては、平成21年11月に土地収用法に基づき、起業者である長崎県と佐世保市が国に事業認定を申請され、これまで九州地方整備局で事業の公益性や必要性が審査をされてきたところであります。

申請図書の公告縦覧を経て、九州地方整備局の主催によります公聴会が平成

25年3月22日と23日に本町で開催され、その後、国の第三者機関であります社会資本整備審議会で審議され、認定理由書を付して平成25年9月6日に認定告示され、事業の公益性や必要性が認められたところであります。告示に伴い起業者は、事業認定の告示の周知措置の義務が課せられ、法に基づく手続きが開始されたところであります。

町におきましては、九州地方整備局からの法に基づく通知により、起業地を表示する図面をダム対策室の窓口に設置し、現在縦覧に供しているところであります。また、起業者は補償等について、土地所有者及び関係人に周知するための措置として、小冊子を作成し、その配布について依頼がありましたので、ダム対策室に設置し関係者から請求があった場合は配布するようにしております。いずれに致しましても、事業認定手続きは、地権者との話し合いを促進するために申請されたものであり、今後も地権者の皆様のご理解をいただくため、県市町が一体となって、円満な解決が図られるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、長崎がんばらんば国体のリハーサル大会として開催致しました2013年度全日本社会人ホッケー選手権大会についてであります。去る、9月14日から18日までの5日間、2013年度全日本社会人ホッケー選手権大会が本町の川棚大崎自然公園交流広場と佐世保市の佐世保青少年の天地プレイグラウンドで開催され、全国から予選を勝ち抜いた26チームによる白熱した試合が展開されたところでございます。この大会は、来年の長崎がんばらんば国体のリハーサル大会として開催したもので、国体へのステップとして、本番国体のスムーズな大会運営や競技運営、それに関わる関係者のスキルアップを目的に実施致しております。

大会は、期間中晴天に恵まれた中での試合となりましたが、初日は夏の暑さが戻ったような猛暑の中、町内幼稚園児120名のがんばらんば体操を皮切りに開会セレモニーが開始され、開会式終了後に1回戦5試合が行われたところでもあります。2日目以降は、台風の影響による強い風が吹く中ではありましたが、2回戦、3回戦と順調に試合が進められ、18日は決勝戦を迎え、期間中大きな問題の発生もなく、5日間の大会日程を終えることができたところでもあります。この間、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様方のご支援をいただいたのをはじめ、大会運営スタッフとしてボランティアの方々にも御協力を得

て成功裏に終了することができたところであり、関係者の皆様方の御協力に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、この大会の主催者であります全日本社会人ホッケー連盟からは、ロケーション、施設とも素晴らしい会場であるとの評価をいただいております。

今回、この大会を運営した経験を活かし、今までで一番素晴らしい国体と言われるよう、来年の開催まで残り380日余りをしっかりと取り組むつもりであります。来年度の国体の成功に向け、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、更なる御協力をお願い申し上げます。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案等は、教育委員会委員の任命について同意を求める件1件と、平成24年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告1件、平成24年度川棚町一般会計決算認定について及び特別会計決算認定について6件のほか、議案では、平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分1件と、平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算4件のほか、川棚町税条例の一部を改正する条例と、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の条例改正2件、工事請負契約の締結について1件であり、提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで行政報告を終わります。

( 1 0 : 1 2 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第5、一般質問をおこないます。

本定例会での一般質問通告者は5人であります。これから通告順に従って質問を許可します。福田徹議員。

( 1 0 : 1 3 )

**3 番 福 田** おはようございます。久しぶりのトップバッターということで、少々緊張しておりますが、よろしくお願い致します。

私は、地元産木材の利用促進についてと、川棚川河川整備についての2つについて質問致します。

まず、地元産木材の利用促進についてですが、我が国では戦後造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える中で、木材価格の下落などの影響な

どにより、森林の手入れが十分に行われず、国土保全など、森林の多面的機能の低下が大いに懸念されている事態となっております。このような厳しい状況を克服するために、木を使うことにより森を育て林業の再生を図ることが急務とされており、植える、育てる、収穫する、上手に使うというリサイクルがCO<sub>2</sub>をたっぷり吸収する元気な森を作ると言われていることから、林野庁は国産材を皆さんに広く利用していただけるよう、木づかい運動を2005年、平成17年から推進し、毎年10月を木づかい推進月間としております。その一環として、国においては公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を平成22年5月26日に公布しております。この法律は、現在、平成20年度の床面積ベースで7.5%と木造率が低いと言われている状況から、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に則して、主体的な取り組みを促し、住宅などの一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することを狙いとしております。本町でも、川棚町木材利用促進の基本方針、それと川棚町木材利用行動計画を平成23年12月に策定して、公共建築物等における地元産の木材利用に取り組むようにしております。このことは、今年7月、東彼杵郡森林組合の総会でも触れられており、皆さんの期待も大きいのではないかと思います。その最初の取り組みとして、町立小串保育所が建築されましたが、その後のこれまでの取り組みと実績、ならびに今後の木材利用計画を尋ねます。

それから数年後に計画されている役場庁舎新築にあたって、地元産木材を活用する考えはないか尋ねます。

また、公共建築物に加え、民間においても地元木材の利用を推進できないか、そのための補助や民間での取り組みに対するコンテスト、表彰などができないか尋ねます。

次に、川棚河川整備について質問致します。川棚川に長崎県において、ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業として親水公園が整備されています。これは平成22年度から3年計画で地元関係者との協議のもと、山道橋下流と倉本橋から麻生瀬橋間の2箇所を整備するものであります。

諸事情により倉本橋から麻生瀬橋間は、まだ整備中ではありますが、山道橋下流のところは整備が完了しているようです。山道橋付近の川棚川沿いには、朝



夕に多くの方が散歩されています。中には、ご夫婦で整備された川の中を渡っておられる方もおられました。子どもだけでなく、多くの方に喜んで利用していただいているのではないかと考えております。

そこで、より多くの方に安心して遊んでいただけるよう、特に子ども達には水の中に入って遊びますので、衛生面での安全性をアピールするために、河川の水質検査を行い、その結果を公表すべきではないでしょうか。

また、親水公園の利用にあたって、利便性を高めるために、現在、第7次拡張工事が始まっている山道浄水場の敷地に、外部から利用できる水道、例えば公園に設置されている飲み水や手洗いができるような水道を設置できないか尋ねます。以上、壇上での質問を終わります。

**町長** ただいま福田議員から2件についてご質問いただきましたので、まず地元産木材の利用促進についての質問にお答え致します。

公共建築物におけるこれまでの実績と今後の利用計画についてであります。平成22年度に今議員もおっしゃいました、当時の小串保育所を森林整備加速化林業再生基金を活用して建築したところであり、使用木材については町内産木材を利用し、不足の木材は県産材を使用して建築を致しております。また、本年度も同じ基金を活用して上百津公民館を建築することで、今事務を進めているところであります。

役場庁舎の新築にあたっては、今後検討していきたいと考えております。また、民間においても地元木材の利用促進ができないかお尋ねですが、長崎県産木材を販売している事業所は町内にもありまして、住宅新築、改築等で地域材を一定以上利用した場合、ポイントを付与し登録商品との交換ができる木材利用ポイント事業が実施されており、木材利用の促進が図られているところであります。したがって、町独自で補助等を行う考えは持っておりません。また、木材利用の取り組みに対するコンテスト、表彰につきましては、全国的なコンクール等が開催をされておりますが、募集内容や表彰者の選考には専門的知識が必要でございます。町が実施するには非常に難しいと、このように判断を致しております。

次に、川棚川河川整備についてのご質問にお答え致します。

ご質問の中にありました、川棚川ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業は、平成13年11月21日付けで石木、川棚両小学校長より学習観察のための施

設整備のお願いが町長に対して提出され、これを受けて町長から県北振興局長へ平成13年12月18日付けで要望書を提出していたもので、平成21年度から着手いただいているところであります。県としては、当初より児童の水生生物の観察学習の場として、併せて住民から親しまれる川づくりを進めるため、関係機関の意見も聞き取り、散策路や通路整備が計画されたものであり、いわゆる議員が今おっしゃった親水公園として整備されたものではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

水質調査の公表についてであります。水質汚濁防止法に基づき、県は流水の水質調査を行い、その結果を公表しなければならないとされておりますので、県が当該規定に基づき公表をされているところであります。したがって、町では水質検査を実施し、それを公表することは考えておりません。

次に、山道浄水場に外部から利用できる飲み水や、手洗いのための水道を設置できないかのご質問でございますが、山道浄水場の場内は、安全管理面から外部からの侵入を原則禁止致しております。不特定多数の利用のための水道は設置できません。以上、答弁とさせていただきます。

**3 番 福 田** 2問目の川棚川についての質問を先に行いたいと思います。

川棚町では、毎年、河川及び海岸での水質検査等を行っておりますが、最近の川棚川、特に今回は川棚川の質問でありますので、川棚川の水質について近年の状況はどのように捉えておられるのかお分かりでしたらお聞きしたいと思います。

**町 長** 川棚川の水質検査につきましては、環境保全の面から検査を致しておりますので、担当課の方からお答えをさせていただきます。

**住民福祉課長** 議員のご質問でございますが、ご質問のとおり毎年2回、河川、海域の水質検査を実施致しております。今、手元に資料等を持ってきておりませんが、記憶の中では、ここ数年来同じ水質を保っているという状況でございます。以上でございます。

**3 番 福 田** 最近の資料は持っていないんですけど、川棚川の水質にあたっては、国土交通省の河川での評価レベルといいますか、その中で川の中に入って遊びやすい基準をクリアしているかどうかということを町民の方にお知らせしていいのではないかとこのことでは言っているんですけど、私の古いデータでは良かったり悪かったりしているんじゃないかなというのがありますので、できれ

ばそこらへんを改善するような方向で取り組んでいただける。または、県の方で要望していただくようお願いしたいと、水質検査にはそのように思っております。

次に水道の設置ですけど、これは浄水場内は安全性、もちろん町民の飲み水の源ですから、安全性は当然確保されなくてはいけないんですけど、私は場内に入るのではなくて、例えて言いますと、フェンスをある部分、車一台分ぐらいの広さもあればいいかなと思うんですけど、そこに水道を、要するにフェンスの外向きに水道を付けると、それだと道路に面しますので安全上あれなので、まあ1メートルか2メートルほど引っ込めて、どこか一部、浅井戸付近ですかね、あそこらへんに水道の蛇口ができないかなということではしてるんですけど、それはどうでしょうか。

**町長** ちょっと議員の質問の受け止め方を勘違いしておりましたが、場内の外に水道施設を設けるということですね。実は、先程も言いましたように、これは県が整備したもので、いわゆる議員が想定されているような河川公園としての整備じゃないんですね。だから、河川公園であれば当然そういった施設を公園の敷地内に、いわゆる管理者が設置をすべきだろうと、こう思います。今回はそういったことじゃなくして、そこを利用する皆さん方の利便性を高めるためにそういったことを町ができないかということでございますけれども、これは水道事業においてはですね、給水装置を設置する場合は、いわゆる利用者が設置をするというのが原則でございます。それを町が設置をして、なおかつ誰が管理するのかということもございます。また、今議員がおっしゃられている場所については、堤防道路に町道が走っておりますので、道路交通上の問題もありますので、あまり適当な政策ではないんじゃないかと、今そのように感じております。以上でございます。

**3 番 福田** 河川公園ではない、また給水設備は利用者が設置するものだというふうにありますけれども、公園でないにしてもその前を通る方、そういった方達に利便性、散歩などをされている方達にも利用していただけるということで、公園を整備して、そこに水道を付けてくれというところまでは私は思ってないです。その水道施設であるがために、住民サービスとして水道蛇口をできないかということによっておりますし、管理がどうこうと言われましたけれども、管理は一般の児童公園、町の公園等にありますが水道と同じように、やっ

ぱり町民の利用マナーを信じていただいて作っていただければなど、私は思うところであります。どうでしょうか。

**町長** お答え致します。福田議員のおっしゃっている理想とするところは私も理解をするわけでございますが、さっき言いましたようないろんな問題がありますし、また、それぞれの公園については公園管理者を設置をしております。あるいは地域の公園についても、地区の自治会長さんに依頼をして管理をしていただいております。もし、今議論されているところに水道を設置する場合は、地元の中組になりますか、管理をしていただけるのか、そういった問題もありますので、議員がおっしゃるお気持ちは分かりますけれども、客観的に判断してちょっと厳しいような気がします。以上です。

**3 番 福田** 町長の考えが分かりました。もう少し、広い意味で住民サービスと捉えて、何か施設の中にできればと思っているんですが、次に移ります。

川棚町の木材利用促進の基本方針、立派なものが定められておるんですけど、その計画の中では小串保育所が最初にできて、今回は今年着工する上百津公民館の新築にあたって木材利用を推進する建物で取り組むということになります。私は上百津公民館の新築にあたっては、是非そのようにして取り組んでいただきたいと思っておりましたので、私としては良かったかなと思っております。そこでですね、利用推進すべき公共建築物、大きなものでなくても、例えば公園にあるトイレとか、そういった改修とかがあればですね、当然取り組んでいかれるんだろうと思うんですけど、そういった取り組みに対しての利用促進に向けた体制の整備というふうなことも謳っておりますので、そういったことの周知と言いますか、役場内での、利用促進をするんだよという担当課、いろんなところで利用があるかと思うんですけども、そういう川棚町の方針というものが職員に浸透するような対策をとられているかお聞きします。

**町長** お答え致します。実は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律には、いわゆる国の責務、それから地方公共団体の責務、そして国民の責務というのが謳われておりまして、その中で地方公共団体は、その区域の経済的、社会的条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない、このように定めてあります。その規

定に基づいて、本町では23年12月に推進基本方針を定めております。当然、町の基本方針がありますので、担当課ももちろん担当する職員については、それは承知をしていると、このように理解を致しております。

現在、この木材利用促進の担当課は産業振興課で担当しておりますけれども、例えば、町内の公共工事の設計等については、専門技術者がいない場合には建設課で対応致しておりますので、当然、建設課でもこういったことについては承知をしておりますので、そういった判断の中で設計をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

**3 番 福 田** 利用推進計画そのものは、そういうふうに担当課でされているんでしょうけど、今度、行動計画の中では具体的にこういったものだというふうな目標等も、基本方針の中で目標だとか、そういったことを設定するようになっておりますけれども、行動計画の中では、大きな公共建築物だけでなく、また備品、消耗品等についても謳ってあるわけですね、対象範囲として。例えて言いますと、机、書棚、小さい物で言えば職員の名札、そういったところまで取り組んでいる事例はたくさんあるんですよ。そういったものが、小さな物から積み上げていくっていう姿勢からすれば、そういう気持ちを職員が持っている、例えて言えば、名札にしますとそういうふうなものでしていくと、町民にも浸透していくことになろうかと思っておりますので、そういうふうな備品関係については検討と言いますか、考えられたことはあるんでしょうか。

**町 長** 建築物については、先程議員がおっしゃいましたように、将来の役場庁舎の建設が予定されておりますので、当然、今後検討してまいることには致します。

備品等についてはどうなのかということでご質問がありましたが、実は、この法律の中で建築物等としてありますのは、建築物と備品でございます。したがって、備品につきましても木材を利用するという視点の中で判断をしております、協議をしているわけでございますが、やっぱりあの備品については特に耐用年数とか、あるいは利便性、主に利便性を考えて導入を致しますので、そういったことから計画に沿った木材を活用するということには、いささか問題があるのではないかというふうな理解も致しております。基本的にはそういう考え方で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**3 番 福 田** 利便性を優先されるようですけど、気持ちとして全体的な基本的

な考えの基に進められるということですので、ぜひ何か一つずつですね、小さい物でも一つずつ取組んでいただければと思います。それで役場庁舎については、全てが今後の検討課題であるんですけど、検討するにあたって、最初に木材、要するに木材を使った庁舎というのが人に優しいイメージ、中もそうですけども、見た目ですね、そういったので職員の町民との接し方についても柔らかいソフトなイメージを与えるということで、かなり今多くの自治体で取組んでおられるんじゃないかなと思いますので、機会があるごとにそういった事例を参考と言いますか、行政で行かれた時には持ち帰っていただいでですね、今後の検討課題の材料にさせていただきたいと思います。どうでしょうか。

**町長** お答えします。役場庁舎建設につきましては、以前、検討委員会が内部で立ち上げられて協議をされてきております。その結果報告の中では、この建物を活用して、現在地に建て替えるという方針が出されております。今はそれを元に新たに検討委員会を立ち上げて、研究をしていくわけでありませけれども、今の案では、現在地でありますので、3階、4階の建物になろうかと思えます。そういったしますと、木材を全て活用して4階建てを造るというのは、非常に難しいんじゃないかと思えます。したがいまして、当然、検討はしてまいりますけれども、議員がおっしゃるようなそういった期待はあまりできないんじゃないかと思えます。しかし、内部の、いわゆる内装についてはですね、極力町内産の木材を使うことができるような議論を、今後検討委員会の中で進めていきたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

**3 番 福 田** ぜひそのように進めていただきたいと思えます。

次に、民間での地元産木材での利用推進にあたっては、県の方でポイント事業があるということでもありますけれども、町単独でやっているところ、例えて言いますと、徳島県中町というところがありまして、そこは一棟あたり最高限度額で140万円、家屋の広さとか使用材料の割合とか、そういったものをいろいろ規定されて利用を促しておられるということでもありますので、東彼三町で東彼杵郡森林組合も運営していますので、ぜひ三町でそういったことができないか考えていただければなと思えます。

それから先程は、コンテストの選考委員には専門知識がいるからということでありましたけれども、そういう専門知識がいない町民の投票でもいいし、

そう難しく考えなくてできるようなコンテスト内容ができないか、再度お聞きします。

町長 お答えします。徳島県の事例が話されましたけど、これは後で調査をすることに致します。

それから、一般町民で個人の財産を評価をして、そして優劣を付けるということについては、いささか問題があるのではないかと思います、今の議員のご提案には賛同致しかねます。以上です。

3 番 福田 個人の建物の評価と言われますと、そういうふうにつまみ切られる向きもあろうかと思いますが、私はできればもうちょっと砕けた内容で、砕けたと言えはおかしいですけれども、簡易な方法でできるものがないか、どういうふうな評価とか、評価する部門がどういうふうなものか検討すればあるんじゃないけれども、もし提案できるものがあれば、次回、またご提案しながら一般質問させていただきたいと思います。

民間レベルでは、建物とは別に町内の土産物としてもいいのではないかと思いますけども、木製品ですね、手作りクラフトとか、そういったもののコンテスト、町の木材を使ったコンテスト等を使って、新たな地元の特産品を造るとか、そういうふうなコンテストもあるんじゃないかなと思います、そこらへんはどうでしょうか。

町長 お答えします。先程の質問に対しての答弁漏れがありまして、実は、今川棚町で年間新築住宅が約20軒程度なんです、以前は100軒とか200軒とかあったわけですが、20軒のその新築住宅を町民が審査をするというところにも、ちょっと問題があるのではないかと、ああいった答弁をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから町内の土産物として林産品が開発できないかというご質問でございますけれども、実はそういった事例は全国各地にもあると思います。それは、その町の基幹産業が林業である町、そういった町については当然そういった施策は展開できるし、協力もいただけるだろうと思います。しかし、本町におきましては、林業というのは、いわゆるそう多くの従事者もいらっしやらないようでありますので厳しいんじゃないかと思いますけれども、今議員がお尋ねになった件につきましては、森林組合が東彼三町で運営をされておりますので、そういった中で三町で話し合うことはしてみたいというふうに思っております。

す。以上でございます。

**3 番 福 田** 先程ちょっと聞き漏らしたものがあって、上百津公民館を地元木材を利用するということで取り組まれて、取り組むことによる補助っていいですかね、上百津に対してどのぐらいのこういったメリットがあるのか分かっていればお聞きしたいと思います。

**町 長** お答えします。上百津公民館の事業主体は、上百津郷自治会でございますので、私の方から言える立場ではありませんのでお答えできません。ただ補助金の申請を町を経由して出しておりますけれども、内示の段階でございます。これが実現致しますと補助金が交付できるということになりますので、財政面にはかなり効果はあるのではないかと考えております。

**3 番 福 田** それは本町が公民館建設に出す分とは別枠ということで捉えてていいんでしょうか。

**町 長** 別枠じゃなくして、例えば全体で3千万円の事業費がかかるとした場合は、町はその2分の1を補助する。上限は1千万円だという規定がございます。この場合は、もし交付金が交付された場合、例えば、2千万円交付されたとしますと、3千万円引く2千万円の2分の1、500万円を町が助成すると、そういった計算方式で町が助成を致します。

**3 番 福 田** 町と補助金との関係が今分かったんですけど、今後、役場庁舎は検討するということですけど、具体的には24年度から25年度まで行動計画が3年間ということであるわけですけど、この行動計画は延長と言いますか、そういう方針でおられるということによろしいんでしょうか。

**町 長** 現時点では、まだその検討はしておりませんが、法律が存続する限りは、また更新していかなければと、そのように考えております。

**3 番 福 田** 最後になりますが、その行動計画の中には公共建築物等による地元産材の利用ばかりでなく、バイオマスカーについてあるんですけど、その検討はされたのか、またはその件については次回、策定の折になっていくのか、そこをお聞きしたいと思います。

**町 長** 私は記憶にありませんので検討していないと思います。

**3 番 福 田** 終わります。

( 1 0 : 5 4 )

**議 長** ここでしばらく休憩致します。



( ...休 憩... )

( 1 1 : 0 5 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

( 1 1 : 0 5 )

4 番 堀 田 おはようございます。4番、堀田一徳です。通告文にしたがい質問を致します。

子ども達が健全に育つための環境作りという観点から、鳥取方式による校庭や都市公園（グラウンド）等の芝生化について尋ねます。

芝生は、高価で維持管理が大変だと思っておりましたが、近年、これまでと比べものにならない安い経費で芝生化を可能にする鳥取方式が注目をされています。インターネットの資料によりますと、鳥取方式とはグラウンドの面積や利用人数に応じて、最適な方法で芝生をポット苗方式、ロール芝方式で施行し、必要最小限の維持管理による低コストで芝生を管理していく新しい芝生化の手法で、芝植え、灌水、芝刈り、施肥を地域の皆さんと共同で行うことで、専門業者でなくても芝生化に取り組むことが可能です。芝生にすることにより、屋外での遊びやスポーツをするのに、転んでも痛くなく、天然芝をおもいっきり動き回れるので、土のグラウンドより楽しいのではないのでしょうか。特に子どもにとって一番身近にある広場は、学校等の校庭であり、体を動かす楽しさと基本動作を覚える貴重な場所であり、芝生化する意義は大きいと考えられます。鳥取方式の芝生は種類を問わないで、草や芝を頻繁に刈ってできあがった転んでも痛くない絨毯のような形状です。校庭等はゴルフ場や競技場のように、隅々まで手入れされた高度な芝生は必要でなく、芝刈り、施肥、灌水が中心で、原則として除草や薬剤散布は一切行わないというものです。本町でも鳥取方式を参考に、芝生化を進める考えはないか尋ねます。以上で、壇上からの質問を終わります。

教 育 長 堀田議員の質問にお答えします。子ども達が健全に育つための環境作りという観点から、校庭の芝生化を進める考えはないかということですが、堀田議員のおっしゃる長所は十分理解しつつも、教育委員会としては校庭の芝生化を進める考えはございません。その理由は次の三点です。

一点目は、町内の4小中学校のグラウンドは、平成24年度までに国の補助事業として改修をし、グラウンドの表面は陸上競技場と同様のクレイ舗装を行っております。したがって、現在のグラウンドは様々なスポーツや運動を安全に行える施設であり、子ども達が健全に育つ施設であると、そのように考えているということです。

二点目は、クレイ舗装は雑草が生えにくい特性を有しております。メーカーに確認をいたしましたところ、芝生化するには土壌を入れ替える必要があるということでございます。

三点目は、芝生化の最大の課題は維持管理だと思っております。聞くところによりますと、芝生化した校庭はかなり大変だということでございます。そうした大変な作業を長期間地域の方等をお願いするということは、少々無理があるのではないかなと、そのように思っております。以上で答弁を終わります。

**町長** 堀田議員の校庭等の芝生化についてお答え致します。

今、校庭については教育長から答弁がありましたので、私からは都市公園についてお答えを致します。町内の都市公園のうち、中央公園、それから城山公園、これらにつきましては既に芝生広場を設けておりますので鳥取方式での芝生化は考えておりません。その他の都市公園については、広場やトイレなどの施設の清掃管理を地元自治会をお願いしている公園がほとんどであります。地元自治会からの要望があった場合には、住民による芝生管理を条件に取り組むことは可能だと、このように判断致しております。しかし、現在のところ総代さんや住民の皆様方からも、そのような要望はあっておりません。以上、答弁とさせていただきます。

**4 番 堀 田** 今、教育長の答弁、町長の答弁から鳥取方式としてはちょっと難しい。あるいは校庭の芝生化は競技場の方式でしているの、土あたりを全部替えないと芝生化はできないという答弁でございました。

平成21年の6月の定例会において、同僚議員が芝生化について質問をされているわけですね、その時の当時の教育長の答弁では、調査研究をしてみたいというふうな答弁があっていたと思うんですけど、その後、鳥取方式について調査研究をされたのかどうかお聞きしたいと思います。

**教 育 長** 鳥取方式については、近くでやったところもあってインターネット等でかなり調査を致しました。ただし、本町のグラウンドは、先程も申し上げ

げましたように芝生化するには向いていないというふうに考えております。

**4 番 堀 田** その翌年の22年の6月に隣の彼杵小学校で3,828㎡芝生化をされておるわけですね。その当時の校庭の状況と今の校庭の状況というのは、全然違うということによろしいのでしょうか。

**教 育 長** 彼杵小の校庭については、クレイ舗装を行っていない、そういうグラウンドであると聞いております。うちのグラウンドは先程も申し上げましたようにクレイ舗装をしているグラウンドでございます。

**4 番 堀 田** そうすることであるとありますと、先程の答弁を聞いてありますと、確かに校庭は3小学校と1中学校は芝生化は無理ということによろしいんですね。そういった要望があったにしても、土を全部入れ替えてしないと芝生化はできないということによろしいんですね。

**教 育 長** 教育委員会としてはそのように考えております。

**4 番 堀 田** はい。それでは先程、都市公園の方で中央公園と城山公園は一部芝生化をされているということでした。芝生化のメリットがですね、先程、学校の方あたりはできないと言われましたけど、よその学校でされているところは、埃が立たないとか、それから温暖化の防止とか、あるいは子ども達が走ったりするとき50m競争あたりでは記録が伸びたとか、いろいろな状況があって、よその学校で行われているというふうに私は考えているわけです。彼杵小学校の方も見学に行って、大変素晴らしくできているというふうなことで感じてきました。しかし、先程教育長が答弁されましたように、三点の中の維持管理が大変ということで、実際、彼杵小の中でもそういったことで維持管理がなかなか大変というふうに聞いております。ただそれは、組織あたりをきれいに作ってですね、子ども、PTAあるいは学校の先生、そういったことですればできるものと私は思っていたわけですけど、学校がそういうふうな校庭ができないというような教育委員会の見解だったら、たぶん無理だということですよ。

それで都市公園あたりも城山公園、そういったものもできているわけですけど、風の広場は都市公園ではないですよ。あそこは広場的なことによろしいのでしょうか。

**町 長** 風の広場は都市公園ではありません。大崎自然公園の中の一角であります。

**4 番 堀 田** この通告文には都市公園と書いてありますので、他のことは通告文以外になりますけど、質問してよろしいでしょうか。議長。

**議 長** 通告文外かどうかは一回質問をしてみてください。芝生を設置したいという考えがあるわけでしょ。芝生のグラウンドなり広場に芝生を植えたいという考えでしょうから、そこはあなたのお考えで発言してみてください。

**4 番 堀 田** それでは、風の広場ですね、今もあそこは芝生は、周りが芝生化していると思います。あそこも1万㎡ばかりあるかと思うんですけど、やはりイベント等をするうえで、やはり芝生化にしておく雨天の時とか、先程言いましたように埃が立たないとか、そういった面で大変良い広場になるんじゃないかと思うんですけど、そういったところは芝生化する考えはないんでしょうか。あそこは管轄は産業振興課になるわけですかね。産業振興課長にお願いします。

**議 長** 答弁は誰がするかは町長が決めますので、そこまではご発言されなくて結構です。

**町 長** 通告文にありませんでしたので、考えてきていないわけですが、風の広場は今、観光協会に管理を委任をしております。今の件については、なるほどだなという感もしますので、ちょっと観光協会と協議をしてみたいと思います。ただ、この風の広場はですね、ソフトボールなども開催されておりますし、芝生化をした場合には、それに適する、芝生が良いスポーツと、あるいは適さないスポーツがあるわけですね。だから、いろんなスポーツがされる場合に果たして芝生化が適当なのかどうか、ただ埃を無くすためのものだけであればちょっと疑問も感じますし、それからいわゆるこの学校の校庭等を芝生化しようという発想は、一つは都会の中で緑を増やそうという、そういった視点からこの事業が始まったんだらうと思いますね。したがって、そういう観点から考えますと、大崎自然公園は緑がいっぱいでございますので、果たしてあのグラウンドを芝生化をして、いわゆる議員が最初、目的として謳われていたものが、そこで実現しなければいけないのか、そういった問題もありますので、必ずしもそれが適当だとは思っておりません。しかし、いずれに致しましても観光協会と協議を致します。以上でございます。

**4 番 堀 田** 芝生の種類ですけど、バミューダグラスという牧草みたいな種類で、ティフトン芝という芝でございます。そういう中で、ひっぱっても踏んで

も踏んでも擦り切れなく、欠損してもまた自然と生えてくるというふうな繁殖力旺盛な芝生でございますので、普通のああいってゴルフ場とか競技場とかにしてあります高麗芝あたりの芝生化とは違うということです。芝生化するにしても、先程の鳥取方式の芝生化にしますと、ポットで一株20円ぐらいできています。しかし、普通の高麗芝になると大体3千円ぐらいですね、工事費から入れて苗代だけでかかるそうです。それでものすごく安くできるということで、全国的にしていらっしゃる学校あたりがあるんだらうと思いますので、先程の町長の答弁で、そういった風の広場あたりを観光協会と話をさせていただいて、もしよければそういった中ですね、サッカーあたりには大変良い芝でございますので、そういったところで協議していただければありがたいと思います。もう質問ができないということ、芝生化ができないということでしたので、これで一応、質問を終わります。

**町長** 誤解があったらいけないので、答弁を追加致します。

風の広場については、今言いましたように協議をしてみたいと思うわけでありまして、この鳥取方式の芝生化はですね、芝生化することは意外と低廉な価格で容易にできると思います。ただ、その維持管理がですね大変であります。調べてみましたら、2日おきの灌水と毎月の芝刈り、2ヶ月に一度の施肥が必要であり、その他、適期の施肥、冬の芝種子散布等が必要で、立ち上げの一年間は管理もされますが、その後の管理がなされない場合が多いというような問題点もありまして、果たしてその風の広場を芝生化した場合、その管理が十分できるかどうか、かなりの面積がありますので非常に厳しいのではないかなというような考えを今持っております。以上でございます。

**議長** これで堀田議員の質問を終了致します。

( 1 1 : 2 4 )

**議長** 次に、久保田和恵議員。

**14番久保田** 私は三点について尋ねます。まず第一に消費税増税の影響について尋ねます。

国民の暮らしと経済は、長引く不況と東日本大震災、福島第一原発事故のもと、かつてない深刻な状況が続いています。未曾有の大災害となった東日本大震災から9月11日で2年6ヶ月を迎えました。しかし、未だに29万人もの被災者が仮設住宅などでの避難生活を強いられています。生活再建も厳しいま

まです。震災から助かったものの、移転先でのストレスによる体調を崩して亡くなったり、希望が持てなくて自殺された方達も2,500人を超えています。また、福島第一原発の事故は、未だ収束の目途さえ立たず、試験操業の開始も9月に予定されていましたが、放射能汚染水の海洋流出が明らかになり試験操業も中断、延期を決めざるを得なくなりました。

このように復旧、復興の目途さえ立たず、険しい生活を余儀なくされている方達にも消費税はのしかかります。さらに、円安の影響で燃油高騰や小麦などの食料品の価格が上がり、今後も生活必需品の値上げは続くと見られます。それに追い打ちをかけたのが、今年の夏の異常気象です。これまでに経験したことのないような、一時間降水量が100ミリ以上に達する記録的豪雨により、全壊、床上浸水など、甚大な災害となりました。また、竜巻の被害、猛暑による被害、台風18号による被害は、昨日の21日の報道では、未だ滋賀県では330世帯が断水というように、国民の暮らしは回復しておりません。むしろ厳しさを増しています。このような状況の中で、安倍内閣は来年4月から消費税増税を実施しようとしています。選挙後の世論調査でも、増税を予定通り実施すべきだという意見は、2割から3割しかなく、中止すべきや先送りすべきという意見が7割、8割と圧倒的です。消費税の増税は本町の住民の暮らし、自営業者の経営、町の財政にも大きく影響します。消費税増税による町民の暮らしと地域経済への影響を調査する考えはないかお尋ねします。

第二に、介護保険制度の周知方法について尋ねます。要介護者や要介護者を抱える家族が、住宅の改修や福祉用具の貸与や購入をする場合、これまでは利用者が一旦全額を支払って、その後9割が返ってくる償還払いとなっていました。本町は他町に先駆け1割のみを使用すればよい受領委任払いに改善されました。その上に、福祉用具は別として、自宅の改修はどこの業者を利用しても良いとなっており利用しやすくなっています。また、介護保険認定者の税法上の障害者扱いについても、65歳以上の介護認定、要支援、要介護認定を受けた方については、障害者控除の対象者として取り扱いされることになりましたが、対象者に周知させるために、全員に郵送方式で周知する考えはないかお尋ねします。

三点目です。投票率向上への取り組みについて尋ねます。平成25年7月21日投開票された第23回参议院選挙の投票率は、全国平均では戦後最悪とな

りました。本町の投票率も県平均を下回り東彼三町では最下位でした。投票率を上げるために、次の点についてお尋ねします。

一つ、期日前投票所の場所の変更についてです。現在は、水道課の2階で行われています。エレベーターも設置されているし、車椅子も置いてありますが、館内に入る際に、まず階段があって高齢者にとっては不便です。正面玄関の近くを指定できないかお尋ねします。

二点目、期日前投票所のいきがいセンターへの設置について、高齢者の一人暮らし、高齢者同士で暮らしていらっしゃる方は一人行くのがやっとということです。しかし、国民として選挙に参加し自分の意思を表したい、そういう方は多くおられます。通所サービスを利用している方達のために、いきがいセンターを不在者投票指定施設に指定できないかお尋ねします。

三点目、期日前投票の項目に、期日前の投票を行う理由を書く欄があります。削除する考えはないか尋ねます。

四点目、選挙広報誌の早急な配送についてです。期日前投票は、公示の翌日から行われます。今回の場合は、7月4日公示でしたから、次の日からです。しかし、広報誌が手元に届くのが遅くなっております。期日前投票に行かれる方達のために、一日でも早く配布されるようにはできないか。

五点目、選挙当日の呼びかけを肉声による放送と、広報車の運用についてできないかお尋ねします。

今回の参議院選挙当日の放送はテープによって流されました。一日前の放送内容になっておりました。お年寄りからは、毎日が日曜日だから今日の放送は紛らわしいとの声がありました。肉声による放送はできないか、そしてさらに宣伝カーを回し、二重にして投票率を上げるように努力すべきと思います。改善する考えはないかお尋ねします。以上で、壇上からの質問を終わります。

**町長** ただいま久保田議員からは、三点についてご質問がありましたが、前段の二点については私の方からお答えをさせていただきます。

まず、消費税増税の影響についてのご質問でございますが、ただ今、久保田議員からのご質問がありました消費税増税につきましては、平成24年8月10日に成立した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正されたものであります。改正内容につきましては、議員もご承知のように、現行5

％の消費税の税率が、平成26年4月1日から3％引き上げられ8％に、平成27年10月1日からは、さらに2％引き上げられ10％になるものであります。さしあたって、約半年後に到来する平成26年4月の消費税引き上げにつきましては、直接国民の生活や商取引に影響するものであり、17年ぶりの消費税率の引き上げということもあいまって、本町においても、今議員がおっしゃったように住民の方々の暮らしや商工業への影響、特に消費の低迷、景気の減速といったことについてどのようになるのか、私も懸念をしているところであります。また、本町財政においても、地方消費税交付金や地方交付税において、どのような影響があるのか、まずは情報収集に努め、平成26年度の予算編成において遺漏がないよう対応する必要があると、今このように認識をしているところであります。

しかしながら、久保田議員の質問にありました消費税増税による町民の暮らしと地域経済への影響を調査する考えはありません。と申しますのは、議員も十分ご承知であると思いますが、今回の消費税の増税は、いわゆる社会保障と税の一体改革といった大きな枠組みの中で行われているものでありまして、少子高齢化といった人口構成の大きな変化、雇用基盤、家族形態、地域基盤の変化など、我が国の社会保障制度を支える社会経済情勢の大きな変化に対応するため全世帯対応型の社会保障制度を実現するとともに、持続性のある安定した社会保障制度を構築するため、そして社会保障の充実、安定化と財政健全化の同時達成のため消費税を初めとする税制抜本改革を実施するという制度設計されたものであると、このように理解を致しております。そしてこの改革は、我が国が長年先送りしてきた国家としての課題を根本から改める、近年にない一大改革であると、そのように認識を致しております。そのようなことから、私は社会保障と税の一体改革から消費税という、その中の一部の事項だけを切り離して、その影響を調査することについてはいかなるものかと思っております。

次に、介護保険制度の周知方法についてお答えを致します。要介護者の住宅改修や福祉用具購入につきましては、川棚町介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱、ならびに川棚町介護保険福祉用具購入費受領委任払実施要綱を制定し、平成25年4月1日から施行しているところであります。それぞれ受領委任払いに変更したのではなく、利用者が償還払いか受領委任払いかを選択可能と



したものであります。また、申請いただく場合は担当されている介護支援専門員の理由書が必要となります。

今年度から介護支援専門員連絡会を毎月1回開催し、4月の会議において住宅改修や福祉用具購入にかかる受領委任払実施要綱における選択制について説明し、ご理解をいただいているところであり、利用者が選択できない状況は発生していないようであります。

介護認定者の障害者控除については、川棚町要介護認定者にかかる障害者控除対象者に準ずる認定要綱を平成24年11月26日に制定、公布の日から施行し平成24年度分の所得税の申告及び平成25年度町県民税の申告にかかる障害者控除対象者の認定から適用しているところであり、ご質問はその対象者全員に郵送方式で周知する考えはないかとのことではありますが、認定者全員に周知した場合は、大方の介護認定者が町県民税非課税により障害者控除対象外と想定されますので、かえって混乱を招くことも予想されます。また、町県民税等の申告につきましても個別に申告案内は行っておりませんので、障害者控除の郵送による個人周知は考えておりません。なお、今年2月号広報かわたなに町県民税、国民健康保険税の申告特集として、申告受付日程等について掲載を致しておりますが、その4ページ目に介護保険班からのお知らせとして、高齢者の障害者控除対象者認定制度についての見出しで、広報による周知をしているところであり、この周知については、毎年掲載していきたいと考えておりますのでご理解をお願い致します。

なお、久保田議員にお願いでございますが、このご質問は周知の方法という、極めて事務処理についての質問でありますので、もし同様の再質問がございましたら私よりも担当課長が詳しくございますので、直接、担当課長にお尋ねいただきたいと思います。なお、議長におかれましても、その旨ご配慮いただきますよう、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

**選挙管理委員長** おはようございます。選挙管理委員会委員長の植田です。久保田議員の投票率向上の取り組みについてのご質問にお答えします。答弁は通告文に沿ってさせていただきます。

まず、先の参議院選挙の投票率について、本町の投票率は、長崎県の投票率を下回っているところのご指摘でございますが、本年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙での投票率は、全国平均で52.61%、長崎県では54.

0.4%、本町は56.77%となっております。全国平均と比較しますと4.16ポイント上回り、長崎県と比較しますと2.73ポイント上回っておりますので、この点ご承知をお願いします。

それでは、5つのご質問をいただいておりますので、それぞれについて答弁させていただきます。

一点目の期日前投票所の場所の変更と、二点目のいきがいセンターへの設置につきましては関連を致しますので、併せて答弁をさせていただきます。

現在、期日前の投票所につきましては、役場別館の会議室にて行っています。これは職員体制の問題等にもよるものでありまして、選挙によって期日前投票の期間は短いもので4日間、長いもので16日間となります。選挙期間中、選挙管理委員会では、不在者投票の用紙の送付や選挙事務従事者、投票管理者への説明、選挙広報誌の発送、県選管への報告など、多くの事務がございます。また、選挙管理委員会職員6人全員が町長部局の兼務職員であり、他の通常業務を行いながら対応しておりますので、役場以外の場所に変更することとなれば住民サービスの低下を招くこととなります。また、期日前の投票では、電算システムを使い業務を行っており、役場以外の場所で期日前投票を行うと、システム改修や、その間、専用の光回線等が必要となり、その費用を要することとなりますので、期日前投票所を役場以外に変更することは考えておりません。このようなことから、期日前投票所をいきがいセンターに変更する考えはございませんのでご理解をお願いします。

次に、三点目の期日前投票の宣誓書の理由の削除についてございますが、まず公職選挙法第48条の2の規定で、期日前投票ができるものについて定められ、同法施行令第48条の8の規定で「期日前投票をしようとする者はその理由を申し立て、かつその申し立てが真正である旨の宣誓書を提出しなければならない」と規定されております。そして、公職選挙法施行規則第9条に宣誓書の様式について規定されており、その様式に沿って作成しているもので、事由を削除しますと期日前投票の事由の記載が必要となり、場合によっては事由を聴取しなければならないこととなり、窓口が混乱し住民サービスの低下となりますので削除することは考えておりません。

四点目の選挙広報誌の配布についてでございますが、これまでも国や県からの選挙公報が到着次第、封入作業等を行い2日後には郵便局に配達をお願いします。

ておりますので、これ以上早くすることはできないものと考えております。なお、選挙公報は公職選挙法第170条において、「投票日の2日前までに配布するものとする」と定めております。

五点目の放送の件についてでございますが、先の参議院選挙の投票日当日の防災無線放送で1日前の土曜日に放送した内容の放送が流れました。このことにつきまして、この場をお借りしてお詫び申し上げます。ご質問は、この誤った放送が流れたことから肉声による放送を、とのことと受けとめて答弁をさせていただきます。

防災無線の担当職員の方に聞いたところ、これまでこのような誤りはなかったとのことで、今回は通常扱わない録音テープ入力の音量レベルが下がっていたために起きたもののようです。今回は、担当職員の不手際によるものですが、当日全て肉声となると、担当職員の対応も必要となることから厳しいようにございます。

次に、広報車の運用についてでございますが、選挙投票日の当日は選挙管理委員全員で9時15分から18時まで広報車で町内をくまなく回り、投票率向上と各投票所での啓発を行っているところであり、時間が許す範囲でその対応をしているところでございますのでご理解を願いたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。なお、再質問につきましては、事務的なところもあるものと思っておりますので、選挙管理委員会の山口書記から答弁させていただきますので、よろしく願いを致します。以上です。

**14番久保田** 一点目の消費税増税の影響について調査する考えはないかということで、ありませんというふうにおっしゃいました。社会保障と税の一体化と言われておりますが、私は町内の業者さんに聞いて回りました。大変厳しい内容です。「材料の仕入れには消費税が上げられても、かかってきてもお客さんには上乗せできない。上乗せすれば今でさえ売り上げが減っているのに来てもらえる回数が減るでしょう。そうなれば店を閉めるしかない。」衣料品店の方は「年金が下がり、消費税が上がれば買い控えになって小売業は潰れてしまう。これ以上はがんばれない。商売を辞めなくてはならない。」それから養鶏農家の方は「円安で燃油の高騰が飼料代にはねかえり上がってしまった。また、今年の猛暑で鶏600羽が被害に遭った。一羽の鶏が産む卵の数も減っている。その分を商品に上乗せできない。さらに消費税が上がれば、いよいよやっつい

けない。とんでもない。」とおっしゃってます。それから繁殖牛、肥育牛の農家の方は「今年の猛暑で牛が流産した。食欲も落ちて着床も悪かった。飼料の価格も前年度と同じ月と比べても50万円高い時もある。」と、消費税の増税は肥育農家にとっては、「子牛の仕入れの数がいつもどおりは仕入れられない。」それから牛農家の方は、「機械が大型なので金額も大きい、消費税が上がれば大変、牛肉の消費も消費者側から見れば安い方に流れるだろう。」とおっしゃっています。この行政の成果報告書を見てもですね、そのように書かれております。そして、先程言われた地方消費税交付金も川棚町にとっては、大変影響が大きいのではないかと思います。23年度の予算ではですね、1億1,500万円の予算を立てられて、決算では1億2,400万円でした。だけでも24年度はですね、前年度よりも68万4千円、額は小さいかもしれませんが、このように少なくなっております。そして、この監査報告書ですね、意見の中でもですね、本町では町税が前年度比4.0%下がったと、こういうふうに町民の暮らしがどんどん冷え切っている。アベノミクスの影響が、私の町にどのように影響があったとお考えでしょうか。若者達の就職率とか、就職とか、そういうのが良い影響があって町民の暮らしが豊かになったと町長には見えられますか。今の状況の中で消費税が上がっても町民は耐えうるとお思いでしょうか。アベノミクスで豊かになったのは、輸出企業とか、株主とか、投資家の方達だけであって、一般の庶民は全然豊かにはなっていないと思います。1997年の消費税が3%から5%に上がったときに、そこまでは労働者の。

**議 長** 久保田議員、町政に直接関わる視点で質問してください。一般質問であります。

**14番久保田** 年収が50万円上がって、ここまでに年収70万円労働者の賃金が下がっております。そして14ヶ月間も賃金は下がり続けております。そういうことを考えれば、町に対する税の収入というのも減るのではないのでしょうか。そうはお考えになりませんか。

**町 長** お答え致します。今あの、前段でいろいろ述べられましたが、最終的には町税が下がるというような視点でのご質問であったらと思います。この消費税の増税の問題につきましては、国の政策として、先程言いましたように法律が制定され、今の5%を8%に、さらに10%に引き上げようという

ことで決められております。その引き上げの時期については、本法では26年4月と27年10月に決められておりますけれども、これは規則の中でまたいろいろ決められておまして、その時の状況を見て今総理が判断するというように決められているようでございます。そして、いわゆる26年の4月に引き上げるかどうかについて、今国の方では税制調査会などで縷々調査をされ議論がされておまして、まだ決定されたものではありません。そういう中で、議員と私が議論しても始まらないわけですが、基本的には調査分析をするべきであるという質問に対しては、いささか疑問を感じておまして、いわゆる町政の運営をつかさどる町長と致しましては、そういった国の政策についての調査研究については、当然、優先順序としては後回しにするべきではないかと、こう思います。むしろそういった検証は、先程も言いましたように、国民の暮らしと国民経済の影響といったもっと大きな見地から、あるいは視点から国の方で調査研究をされるべきであって、当然そういった調査研究をされている時期ではないかと思えます。政府自らが調査研究をして、そして新たに構築する社会保障制度との均衡を図るべきではないかと、こう私自身思っております。そういったことから、市町村のそれぞれにおいて行うべき施策ではないと判断を致しております。

この消費税が上がりますと不景気になって町税の収入が減るんじゃないかという懸念の質問がありましたけれども、現時点ではどうなるかは予測しがたい状況であります。この消費税につきましては、今5%であります。そのうちの1%が地方消費税で、地方の収入となっております。その1%のうちの半分50%が市町村に県の方から配分されるわけでございます。当然、消費税が上がりますと、その分地方消費税交付金が増えるということも予想されます。そういったことで、町民税が下がっても地方消費税交付金は上がっていくという、そういった試算もされるわけでございます。また決められていないことでもありますので、縷々言われたいわけでありまして、一概に久保田議員がおっしゃることにはならないんじゃないかと、そういうふうに私は理解を致しております。以上でございます。

**14番久保田** まだ決まっていないことを、ここでは縷々言うなというふうに私は受けとめましたけれども、私は町のトップとしてですね、自治体のトップとして、町民が消費税によってどれだけ苦しめられるかということ、消費税が上

がれば地方消費税の交付金も上がるとおっしゃっていますけれども、8%になったときにですね、地方消費税の税率は1.7%ですよ、10%になったところで2.2%、0.7ポイントと、これで何ポイント上がるんですかね、わずかなものですよ。それからこの地方消費税税率を引き上げることとされておりますが、これは人口とか従業者数の案分によるものですから、今町民がどんどん減っていったって人口が減っていった時に消費税の税率が上がれば喜ばしいことだというような聞こえ方は私はおかしいと思います。そしてですね、社会保障と税の一体化で喜ばしいことというふうに受けとめますけれども、社会保障と、この消費税が並行して行われるのがですね、これは2013年度、これは年金の支給額が2.5%削減が開始します。10月分が12月分にまず13年度に引かれます。来年の消費税が上がる予定だとされるときに、また1%、その翌年に0.5%、これで2.5%が引き下げられます。それから介護保険料も改悪されますし、それから70歳から74歳、医療費の窓口負担、これも1割から2割になりますし、医療費の限度額も引き上げられようとしている。これが本当に社会保障と税の一体化で、これは良くなると本当に思われているのでしょうか。そして私が先程町民の方達、業者の方達にお話を聞いて回った。あのことは町長の心には落ちませんでしたか。そういうふうに消費が落ちていくということ自体も町の税制には大きく影響するんだと思いますね。もしこれが10%になってですよ。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員、質問の主旨をまとめて簡明にお願いします。

**14番久保田** 町の税収には、あまり関係無い、上がった方が良いみたいなことをおっしゃってますけども、仮に10%になった場合、役場庁舎を13億円で建て替えを想定されましたね、そしたら今の5%だったら6,500万円ですけれども、10%だったら1億3千万円ということになります。町民の大事な税金が10%に上がることでですね、大きな損失になると思います。私は、その国の政策にとって、これは優先順位としては下の方のようにおっしゃいましたけど、私は町民の暮らしを守る町長の立場としては優先順位はトップに持ってこられるべきだと思います。どうでしょうか、そのように考えられませんか。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答え致します。今あの、久保田議員の発言の中に、私が消費税が上がるのが喜ばしいと思っているとか、あるいは上がった方が良いとかと

というような発言をしたというニュアンスの言葉がありましたが、私はそういったことは一切言っておりません。消費税の増税についての考え方の質問がありましたので、私はそれだけでなくして、税と社会保障の一体改革の中で全体的に捉えるべきだと、その中で消費税の中では一部地方消費税交付金も含まれておりますよと、そういった全体的な中で判断をすべきじゃないかと、こう申し上げたところでございます。そしてそういった国の施策について、町長が町民に対してアンケート調査などをして調査検討するということは、町政を推進する首長としては後回しにせざるを得ないと、したいけどもできないと、そして、そこでどういった施策が考えられるのか、私は検討が付きません。そういったことで、先程答弁をしたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

**議 長** 久保田議員、答弁に対しての発言の解釈については、発言していないような意味合いでの解釈を言葉としてこの場で表現することは好ましくありませんので、その点につきましては注意をお願いします。

**1 4 番久保田** 私がそのように聞こえましたので、そのように言ってしまいましたけども、この監査委員の意見書の中にもですね、収入未済額がかなりあるわけですね。個人町民税にしても法人町民税にしてもですね、件数と金額は昨年と比べれば、わずか減ったところもありますが、21年、22年と比べれば収入未済額も増えております。こういうふうに町民の暮らしは厳しくなっている。私はトップとして、国の国政に対してどうすればいいかということはどうですか、国政で苦しめられている町民のためにはですね、私はここには書きませんでしたけども、当然、決まっていらないんだから、国に対して消費税は上げるべきではないと働きかけてほしいというのが私の気持ちです。次に移ります。

介護保険の周知の徹底ですけれども、広報かわたなに載せてありました。けれどもですね、広報かわたなを見ない方が悪いと言えそうです。けれども高齢者にとってですね、読みやすいとかですね、読みたくても私も老眼になって、だんだん読むのがおっくうになるということもあります。よそと比べるとと言われるかもしれません。私達には65歳になったときに、こういうふうに介護保険の納入通知書というのが来ます。これにすこやか長寿券というのが入ってきます。こういうふうなことができるのであればですね、これによそと比べられるのはあまりお好きではないかもしれないですけれども、

参考としてですね、松浦市では障害者控除対象者申請書というのが、こういうのがありますよというのが、全介護の納付書が届く人達、65歳以上になった人にはこういうふうに届けられます。ちょっとした気づかいですね、できることはやってほしいと思います。そしてその住宅改修のことは、ケアマネージャーさんと利用するときには話をしているというふうに担当課からはお聞きしました。だけでもこういうふうなことで改修も、こういうふうにできますよというふうになればですね、町内の業者さんも潤うし、また介護を受けている人、家族にとってもすごく良いことだと思いますので、私はこういうことを郵送するときと一緒にに入れてお知らせできないかと、もう一度、担当課にお尋ねを、まっすぐと言われましたか、お尋ねします。

**健康推進課** 広報の関係の分ですが、町県民税の申告をしてくださいというのも、当然、広報だけのご案内です。その中に、先程町長からも答弁いただきましたが、高齢者の障害者控除についても記載を致しております。現時点では、それ以外のことは今のところ考えておりませんが、松浦市の状況を私達は把握を致しておりません。ただ、冒頭町長が答弁致しましたように、全ての方に出してしまいますと、ほとんどの方が非課税ということで、私達に何か恩恵があるんですかということでの対応も大変なのかなと考えます。よって今後、検討はさせていただきますが、今の時点では、これにとどめさせていただきたいと思えます。以上でございます。

**14番久保田** 検討されるということで、検討していただきたいと思えます。

それから次は、選挙管理委員長に再質問をします。先程の県内の数値をですね、私も長崎県の県の選挙管理委員会に聞きまして、はじき出してみたものですが、少々数字的に違っておりました。だけど、三町と比べればですね、やはり最下位でした。それと、成果報告書でも分かるようにですね、去年の、24年の衆議院選挙と比べてみれば、やっぱり比例代表でも62.12、それから小選挙区でも62.12と、昨年よりも下がっております。やっぱりですね、参議院と選挙管理委員にも予算として合わせて1,100万円程度の予算が計上されているわけですから、やはりとにかく投票率を上げるようにしてほしいというのとですね、高齢者の人達はデイサービスに通えるけども、地域の公民館などで行われている投票ですね、そこには連れて行けないというふうにおっしゃってます。やはり最後まで人間として、人として国の国政に投票で参



加したいという気持ちをですね、どうにか実現させてあげたいというのもありますし、国立病院で行っている不在者投票の施設として申請されておりますが、そういうふうなことはいきがいセンターではできないんですか。

**選挙管理委員書記** 久保田議員のご質問にお答えを致します。

三町比べても最下位であるというふうなこと、衆議と比べても低くなっているということでございます。これはやっぱり関心度の問題だと思われれます。これまでもいろんな改革がされてきております。時間の延長、期日前投票ですね、それでも投票率は下がってきております。今年はインターネットの解禁がありましたけれども、これも浸透していないのか、やっぱり下がったという状況だというふうに考えております。予算が1,100万円程あるが、これは予算なんですけれども、実際に来るのはここまでございませんで、今回、補助金の改正がありまして、以前と比べますと、これも減額をされてきております。そういった中でやりくりをしております、それほどお金があるというものではございません。その中でやりくりをしてやっているというのはご理解をお願いいたします。

それから、国立病院の不在者投票ですが、これはそこに入院されている方がおられるから、それができるんであって、いきがいセンター等でそれをすると、不在者投票をすると、これはできません。期日前の投票をですね、いきがいセンターでするとかということで、これは委員長が答えたんですが、佐世保市でもですね、期日前を宮とか、何箇所かでやっております。合併した旧町でやっている、そういったところがあるようです。川棚町としましても、波佐見町も東彼杵町もそうですが、面積的にもそうありませんので、今期日前投票をですね、他の場所でするとか、そういったことは考えておりませんで、ご理解をお願いしたいと思っております。以上です。

**14番久保田** インターネットでの投票の解禁もありましたけれども、やはり投票所に行かれる方は、若い人よりも高齢者の方達の方が一生懸命行かれています。やはりどうにか手立てができないものかと私も思うんですけども、そういうふうなことでできないということであればですね、仕方がないことだと思いますが、とにかくですね、投票日の放送は本当に1回、2回、私も2回、3回電話しました。待てど暮らせど「ただいまの放送は間違いでした。訂正を行います。」というような放送をすべきだったと私は思うんですね。「次の放送を

します。また次で流します。」と言われましたけれども、次でも同じテープでした。1回目に間違ったときに、「今のは間違っていました。訂正致します。」という放送をしてほしかったですね。それがあれば、ここまで私も言う必要はなかったんだと思いますけれども、2回言っても2回ともそうでしたから、これは言わなくてはいけないというふうに思った次第です。そのように、職員の方達も行革で人数が減らされて大変なことは分かりますが、電話をしたときにも待機していた人達の声が大勢聞こえましたからね、臨機応変にこれからはしていただきたいと思います。以上です。終わります。

**選挙管理委員会書記** 当日の防災無線で誤った放送を流したということで、これにつきましては、私の方からもお詫びを申し上げます。一つは、防災無線が古い、昭和58年に整備したもので、30年目となっております、いろんなトラブル等も発生致しております。それと非常に操作的にですね難しいというか、実際録音したテープ、それからもう一つタイムラグで流しますので、そこにコピーをしていくんですが、その入力ボリュームつまみ、通常触らないところが回っていたということで、これは職員の不手際で申し訳なかったというふうに思っております。そういったことで、朝と昼と流して、朝から流してすぐ調べたんですが、問題ないということで、それもA地区、B地区としますと、A地区はちゃんとした放送が流れていた。B地区だけが、そのようにもう一つのテープにコピーをするもんですから、その分がちょっとおかしかったということで、それが分からずに昼も流れてしまったというのがございます。その時、私もおりましたので、そこに行って確認をして、すぐに間違いでしたということでお詫びをして正式な投票時間を放送したものでございます。今後、こういったことがないように努めていきたいと思っております。そういったトラブルについては申し訳なかったと思っておりますけれども、ご理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

**議 長** 自席へお戻りください。

( 1 2 : 1 6 )

**議 長** ここで、しばらく休憩致します。

( 1 2 : 1 7 )

( ... 休 憩 ... )

( 1 3 : 1 5 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、森田宏議員。

1 3 番 森田 石木ダム建設の問題について質問致します。

石木ダムについては、平成21年11月に事業者である長崎県と佐世保市が国に申請していた土地収用法上の事業認定について、これを認定する旨の告示が、去る9月6日に出されております。これは、石木ダム建設事業の公益性及び必要性が公に認められたということであり、大きな意義を有するものと考えます。川棚町にとっては、石木ダムの治水機能により水害を防止し、安全安心なまちづくりを進めるとともに、周辺整備事業等を活用して川棚町の活性化を図っていくことができるという大きなメリットがあります。したがって、これから石木ダム建設事業が早期にかつ円滑に進んでいくよう、町としても努力をしていく必要があると思います。

そこで町長として、これからどのように取り組んでいかれるのか以下の三点について質問致します。

1、地権者への呼びかけ。石木ダムについて、治水、利水両面から建設が必要であるということが、今回の事業認定で認められたわけでありますので、川棚町としても安全、安心なまちづくりのために協力していただきたいということを地権者の方々に呼びかけをすることが必要であると思います。7月末に長崎県佐世保市及び川棚町の三者の会議が開かれ、その場で三者一緒に戸別訪問をするという方針が決められたということを聞いておりますが、それはどのようにされたのか。あるいはこれからされるのか質問致します。

2、町長の役割。町長は、長崎県及び佐世保市というダム建設事業者とは違い、事業者と地権者の間に立って、これを調整する役割を担うものと思います。そして、そういう役割を担うことができるのは町長しかいないと私は考えます。そのような町長の役割について、町長自身どう認識しておられるのか質問します。

3、周辺整備等。石木ダムの建設は、本町の治水に資するのみならず、事業に関連する周辺整備事業等により、本町の発展に大きく寄与するものと考えられます。現在、石木ダム水源地域整備計画は検討中であると聞きますが、今後どのように具体化されるのか質問致します。以上であります。

町 長 今、森田議員から、石木ダム建設について3つの質問をいただき

ましたので、順次、お答えをまいります。

まず の7月末の県市町三者の会議で、一緒に戸別訪問をするという方針を決めたと聞くがどうするのかというご質問でございますが、ただいま議員のご質問の中にありました県市町三者の会議は、石木ダム建設事業促進調整会議と言いまして、石木ダム建設事業に関する事項について長崎県、佐世保市及び川棚町の間における連絡調整を密にし、同ダムの事業促進を図ることを目的に開催をされております。7月31日に開催された会議では、副知事、市長、町長が出席し、地権者への取り組み状況と今後の対応について協議をしたところがあります。その協議の中で、もうすぐ告示がなされるのではないかという事務局の説明がありましたので、地元町長として「13世帯については大変厳しい状況であるということは十分肌で感じている。事業主体である県知事、市長の思いを地権者の皆様に直接伝えるということが一番大事ではないかと思っております。やはり現地に出向いて行って、そしてお願いをする、それ以外にはないのではないか。」というような意見を申し述べたところがあります。

この意見につきまして、市長からもまったく異存はない、ぜひ三者一体となって現地の皆様方をお願いをする機会を副知事の方でとりまとめていただきたいとのご意見がありました。これを受けて、副知事より「町長、市長からいただいた意見に沿って地権者の皆様方に理解をいただくような取り組みとして、県市町三者一体となった戸別訪問、信書送付など、今後のことについては調整させていただきたい。」との発言がありました。そのことを新聞各社の記事は、一緒に戸別訪問をするという方針を決めたと記載されたようでありますが、今回の会議では「県市町三者一体となった今後の取り組みについては、調整させていただきたい。」ということでありました。

その後、私と致しましても知事、市長とともに現地に出向くよう予定をしておりますが、今県の方で調整中でありまして。今後も地権者の皆様のご理解をいただくために県市町が一体となって話し合いによる円満な解決が図られるよう努力をまいります。

次に の事業者と地権者の間に立って円満な解決に結びつけていく役割を果たすのは町長しかないと思うが、その役割についてはどう認識しているかというご質問についてであります。石木ダム建設は、川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町政の最重要課題の一つとして推進の立場でこれまで取り

組んできたところであります。また、町議会におかれましても、これまで三度の推進決議をなされるなど、議会と行政とが一体となって取り組んできたことは、すでに議員もご承知のとおりであります。

町長選挙でも石木ダムについては、話し合いによる早期解決実現の為、全力で取り組むことを公約として挙げておりますとおり、知事との話し合いをしていただくことが一番重要であると認識をしておりますので、地元の地権者の方へ話し合いに応じていただけるよう努力してきたところであります。

これまで町政の最重要課題を解決するという立場から、川原地区の自治会長さんに町政懇談会の開催をお願いしたり、知事との話し合いをしていただくために13世帯に対して私の所信を届けたりしておりますが、残念ながら応じていただけない状況が続いております。これからも地権者の皆様のご理解をいただき、円満な解決が図られるよう努力をしてまいりたいと存じます。

の石木ダムの建設は、本町の治水に資するのみならず、周辺整備等により本町の発展に大きく寄与すると考えられる。今後、石木ダム水源地域整備計画はどのように具体化されていくのかというご質問についてであります。水源地域整備計画は、ダムの建設により、その基盤条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、併せてダム貯水池の水質の汚濁を防止するため整備計画を策定し、その実施を推進するなど特別な措置を講じることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダムの建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的として、水源地域対策特別措置法で定められているところであります。

整備計画の策定につきましては、これまで県から川棚町の意見を求められました。平成19年10月に石木ダム水源地域まちづくり委員会を発足し、石木ダム周辺整備構想検討委員会からの提言も参考として検討がなされ、水源地域整備計画の具体的な内容について検討していただき、平成20年9月に提言書が町に提出をされております。この提言を元に町としては町道の整備、林道、農林道の整備、水道の整備、公園等の整備などをとりまとめたものを、平成22年1月に川棚町の案として県に要望しているところであります。現在、県の内部及び国との間で調整を図っていると聞いております。県は、国との調整が済み次第、県市町で協議を進め町議会に事業のメニューの説明をし、ご理解が得られれば国に対する水源地域の指定と計画決定を求める書類を提出するため

の事務手続きに入っていくと、このように聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

**1 3 番 森田** 町長、今朝程ね、町長から行政報告をいただいております。石木ダム問題についてでね。おおよそね、そういうもんかなということで聞いておりますが、それも含めてですね、私の方で一応こういうことを聞きたいなということがあったもんですから、一応、お尋ねしたいと思います。

ご案内どおりですね、9月6日に九地整ですか、あそこから認定が下りましたですね。それは町民の皆様も知っておるとおりですね、これは土地収用法に基づく認定でございます、非常に重みがあるというように理解をしております。これが私いろいろ勉強しましたらですね、一年以内にどうか、あるいはもう一つのやつは3年以内にどうかという、期限があるんですね。そういうことは県市がやることだからよろしいんですけども、私がお訪ねしたいのは、まず第一番の三者でやる戸別訪問というんですか、お願いに行くというのか、説明に行くとか、そういうことは現在調整中というふうに町長から今聞きました。調整中ということはどういうことなのか、というのは従来も三者でずっと訪問したりなんかしておりますが、残念ながら拒絶されておりましたですね、今回は認定を受けて、三者でもし戸別訪問ですか、そういうことをやるとなれば、町長の役割というのが非常に重いんじゃないかと私は思うんですよ。というのは、起業者じゃありませんから、権限もないし義務もないというふうに思います。しかし、地元13世帯の人達に対する説得力と言いますか、そういうのはですね、山口町長をおいて他にないというふうに私は思うんですよ。そういうことであってですね、今現在調整中というものが、さらにどういうふうに進むのか、町長、何か憶測か観測ございませんか。

**町 長** お答え致します。先程言いましたように、三者の連絡調整会議の中で、私が提案を致しまして、佐世保市長の同意を得て、そして三者でお願いに現地に出向くべきだろうと、こういった意見がその会議でまとめられまして、今後、副知事の方で調整をしていただくという方向になったわけですね。おそらくその方向で調整はされているものと思います。ただその後、その会議が開催されておられませんので具体的にはその後の状況は全く分かっておりません。以上でございます。

**1 3 番 森田** 町長の立場ないし考え方はおおよそ分かってきたし、先程の行政

報告である程度は結論的に分かっておるんですが、せっかくですからお聞きしたいことはですね、この認定の重みについて町長の役割のことを、私盛んに言っておるんですが、例えばですね、この認定を受けた場合、全国各地見てみますとですね、ほとんど話合いで、ほとんどというのは失礼かもしれませんが。多数がですね、多数の懸案が話し合い協議で解決しているんですよ。いろんな全国とか、よその県を見てもですね。そこでやはり町長の果たす役割が、繰り返しますが非常に重要になってきますのでね、そこらを加味して調整中であると聞きますので、そういった暁にはですね、町長が全力、全身全霊をかけてですねやっけていただきたい。私はこういうふうに思っております。

法律的にはですね、強制収用の問題が絡んでおりますが、私はそういうことは申しません。ただ、地権者の皆さん方に行って、説得し、お願いしたりしながらも、それで解決している例がたくさんあるんだということ。まあ町長はお分かりと思いますが、そこにもう一つ、町長お話しできませんか。私が今言った例を踏まえてですね、ますます町長の役割が大事だと言っているんですよ。具体的にもう一つお願いします。

**町長** これは議員もご承知のことと思えますけれども、事業認定の手続きに入ったというのは、当時の三者の会議の中ではですね、この手続きを進めることによって話し合いが進んで事業が解決すると、そういったことは期待されますので事業認定の手続きをしましょう。このことについては、当時の町長から全員協議会で議会にもその旨発言がなされております。今議員がおっしゃったように、全国各地の事例を見ても、そういったことで事業認定の申請をすることによって解決したということの報告は聞いております。結果的に、認定の告示がされるまで状況の変化はあっていないのが残念でありますけれども、今冒頭に議員がおっしゃったように、事業認定の告示があったということは、公益性、必要性が公に認められたということでございますので、私の立場としては、先程議員もおっしゃったように、権限もないしということからすれば、やっぱり知事と市長に地権者の皆様方が会っていただく、そのお願いをする以外には方法はないのではないかと、そう認識を致しております、今後も引き続きそういった努力をしていきたい、このように考えております。

**1 3 番 森 田** 3番目のことについてですね、整備計画でございますね、周辺整備と言うんでしょうか、周辺整備計画のことについて、川棚町の案を出してお

ると、国県に出しておるといってお話だったと思いますが、これから具体化していくんだらうと思います。そういうふうに聞いております。

私は、やはりダム事業が、これが認定を境にして、さらに円滑に進むように願うわけですね。国も多額の費用を投じてやっておるわけです。認定を受けたダム事業がですね、川棚町の要するに町長が申されました町道とか、水道とか、公園の整備とか、いわゆる環境整備、もちろん地元の方々、地権者の周辺の方々にも及ぶと思いますが、そういう観光面を含めて、今後考慮してやっていただきたいと、それは現在その川棚町の案を出してあるんですか。ちょっとお答えいただきます。

**町長** 水源地域整備計画につきましては、冒頭答弁を致しましたように、川棚町の案を今、県に提出して県の方では、国と調整をされているようであります。以上でございます。

**1 3 番 森 田** 大体分かりました。繰り返しますが、今朝の町長の行政報告においておおまかに分かっておりまして、なお県では補償関係に関する小冊子も配っておるようです。私も拝見しました。非常に事態が進んでいておりますけれども、当初ですね、県が示している行程表から3年以上も遅れているんですね、事業がですね。ですから、これは分かりきったことですがけれども、今後9月6日の認定を契機にして、なお一層、県と佐世保市の事業に絡みまして、町長のなお一層の努力を期待をしたいと思います。以上、終わります。

( 1 3 : 3 8 )

**議 長** 次に、田口一信議員。

**1 2 番 田 口** 私は一問だけ、農作業における事故防止対策について質問致します。

まず、事故の現況について説明します。実は農作業における事故のうち、ケガについてははっきりした統計がありません。死亡事故については、厚生労働省の人口動態調査の死亡小票というものを都道府県職員が閲覧するかたちで把握された全国的な数値があります。それによりますと、農作業中の事故で死亡する人は、毎年全国で約400人、長崎県で10人前後という数字です。産業振興課の担当者からいただいた資料では、平成23年からさかのぼって10年程度の数値が分かる資料をいただいたんですけれども、毎年ほとんど変動がなく、全国で400人前後で推移しております。実は、私はこの数値にあたるや



つの平成元年頃からの資料を持っているんですけれども、全国で400人、長崎県で10人という数字は、平成元年頃から全く変わらず、20数年間同じ数値であります。

川棚町では、平成21年に1人、平成22年にも1人という数値が出ております。これを他の産業と比較してみます。全国の雇用労働者は、5,500万人です。一方、農林業従事者は220万人ですから、労働者従事者数では農林業は25分の1であります。平成23年に全国の労働災害における死亡者は1,024人、農作業における死亡者は366人ですので、死亡者数では農林業が2.8分の1です。すなわち農林業の方が、約9倍災害発生率が高いと言えます。もっとも雇用労働者全体では、災害発生率の低い事務労働者も多く入っておりますので、農林業と同じように屋外の作業である建設業と比較してみますと、建設業における死亡者は、これは先程の1,024人の内数ですけれども342人です。農作業における死亡者数366人と近いような数値になっております。一方、建設産業従事者は410万人ですから、農林業の方が約2倍災害発生率が高いと言えます。なお、ケガの件数については、建設業が1万4,431人ですので、死亡者数に対する割合が同じと仮定すると、農林業では1万7,500人ほどのケガがあると推定されます。しかしこの建設業のケガの件数は、休業4日以上の場合ですから、休業3日以下、あるいは休業に至らないケガというものは建設業も農林業も、その何倍かの件数があるのではないかと思います。

制度的な面を見てみますと、雇用労働者は労働基準法及び労働安全衛生法という法規、ならびにそれに基づく各種の規則で守られています。事業上における安全衛生体制の確立、資格制度や講習制度と結びついた危険有害作業への就業制限、機械等の製造許可及び定期点検等々です。しかもそれを労働基準監督官が、日々監督しております。これに対して農林業にはそういうものはありません。そういう制度的な格差が非常に大きいと私は思います。

農作業における事故は、作業員各自の責任というかたちで、本人が不注意だったから、あるいは運が悪かったからということで片付けられてしまっていますが、労働災害はそれでは済みません。絶対安全、あるいは本質安全という基本的な思想があります。すなわち、労働者は不注意になるものだから、そういうことを前提として、それでも安全を保つことができる措置を事業者には義務づ

けておるといことでもあります。例えば、転落しそうなところには転落防止柵の設置を義務づけるなどのことでもあります。そういう観点から農作業を考えた場合、そこが不十分と言わざるを得ないと思います。もう十数年前になりますが、島原半島の方で草払いをしているときに、草刈り機の刃の先端が欠けて飛んできて、頸動脈を切ってなくなったという事故がありました。このような事故が起きるのは、おそらく1万分の1にも満たないような確率だと思います。だからまさに運が悪かった。川棚の方言で言えば、ふの悪かったというケースなんです。果たしてふの悪かったで片付けてよいものかどうかというのが私の言いたいところです。保護めがねで目を保護するだけでなく、首回りも防護措置をするようにとの指導が徹底されていれば、その方は亡くならずすんだかもしれないのです。私はいつもタオルを首に巻いて作業をすることにしております。こういった安全対策については、農林業における経営形態の問題が大きく影響していると私は思います。すなわち零細な自営業が多いという問題です。一般産業の事業者に義務づけているような安全対策のための費用を負担することが非常に困難であると思われれます。農林業においても、法人化、雇用労働化が進めば労働安全衛生法が適用されますから、その法体系の元に置かれることになるということにはなるんですけども。

それから農林業においては、高齢者が多いことも対策を困難にしている要素だと思います。全国で約400人の死亡者のうち、33%が80歳以上です。60歳以上という幅で見ると、死亡者の80%以上になっております。最初に申し上げたように、農林業従事者220万人ですが、そのうちの140万人、すなわち63%が60歳以上なので、死亡者に高齢者が多いのは当然の帰結であります。

なお、このようにその大部分が労働力の第一線から退いた人によって支えられているという点から言えば、農林業は専業で立派に自立経営をしている人達を除けば、大部分は事業としては成り立っていないんじゃないかというふうなことも言えるんじゃないかと思います。農作業における事故の実態は以上のようなものなのですが、行政として手を差し伸べるのはどこかということがはっきりしません。国、県でなければ市町村しかないということになりますが、市町村単独でなかなかできるようなものではないとも考えられます。もっとも、市町村では、春、秋の農繁期にホームページなどで注意を呼びかけているとこ

るもあるようでございます。先程、私は農林業は事業としては成り立っていないのではないかと申し上げましたが、事業として成り立っていなくても、農林業は国土保全の意義があるというふうな言い方もなされます。特に、中山間地はそうですし、私もそう思います。しかし、それならなおさら私は国土保全のためになぜ農民が自ら犠牲になって、ケガをしたり死んだりしなければいけないのかというふうな疑問を持ちます。やはり行政として、何らかの手立てが必要なのではないでしょうか。私は、ぜひとも農作業における事故について、法制度的にも体系的な安全対策を確立していくことが必要であると思います。農作業における事故は、例えば乗用のトラクターが転倒して、その下敷きになったなどの農業用機械によるものが多いのですが、その他にも、例えば鎌で手を切るようなことを初めとして、段差のあるところや樹木や脚立からの転落、石などの落下物、草焼却中の火傷、農薬中毒、サイロなどでの酸素欠乏症、あるいはまむしに噛まれた、蜂に刺された、牛に突かれたというような動物によるものなど、実に様々であります。そういった様々な事故の対応についての情報を集積して、原因を分析して対策を確立していくことが必要であると思います。こういった農作業における事故について、効果的な防止対策制度を確立していくために、関係機関への働きかけなど取り組んでいく考えはないか尋ねます。以上、一般質問を致します。答弁の内容によっては質問者席から再質問致します。ご清聴ありがとうございました。

**町長** ただいまの田口議員の農作業事故防止対策についての質問にお答え致します。

農作業事故防止対策につきましては、全国的には春の農作業安全確認運動、秋の農作業安全確認運動が農林水産省において実施をされており、このことを含め町の認定農業者の会、JAの集落座談会、あるいは講習会の際に、県担当者、JA職員及び機械士会により研修会が開催され、事故防止対策について取り組まれているところであります。また、町の広報誌においても、農作業中の事故に注意という記事を掲載するなど、農家に対する情報提供及び注意喚起を行っているところであります。事故原因につきましては、JAの共済事業の関連で把握されているものや、死亡事故についてはただ今議員からもご発言がありましたように県央保健所が死亡検案書を元に小票として整理されておりますが、個人情報保護の観点から個別情報を入手できない状況にあり、町職員によ

る事故原因の情報収集及び分析は事実上不可能と、このように考えております。

長崎県においては、人口動態調査の小票の閲覧により、原因別、年齢別の集計を行った長崎県農作業死亡事故概要書を作成し配布されております。このようにして、農作業用機械の事故防止対策については、すでに国や県、JA等が主体的にとりまとめられており、死亡事故数についてもここ数年は減少傾向であります。

先程の議員から統計的な数字が述べられましたが、長崎県内における死亡事故の概要と致しましては、平成20年度が13件、21年度が12件、22年度が11件、23年度が7件と、このように減少傾向でありますので、あらためて私の方から関係機関へ働きかける必要性は少ないものと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番田口 減少傾向のところですね、この平成20年から21、22、23と言えば長崎県では13人、12人、11人、7人ですから減っているとは、その4年で言えば言えるかもしれませんが、何しろ20数年前から、これに似たような数字なんですから減っているとは言えないのではないかと私は認識しております。それで、認定農業者とか機械士会とかでいろいろ研修をすとか、広報を広報誌に載せて注意を喚起すとか、努力をしておられることは十分分かります。ただ要するに基本的に言いたいのはですね、それは啓発活動に留まっていますよね。農作業ですから、基本的には作業者の注意に頼る要素が大変多いとは思いますが、私が言いたいのは、啓発活動だけでよいのかという、そこが疑問ですというふうなことを言いたいわけでありまして。というのは、トラクターが転倒してというふうなことを申し上げましたが、転倒しても、もちろん安全フレームというのがあるんで、転倒しても潰されないような構造に今頃はなっているのが多いと思います。しかし、結局は古い機械を使っている人は昔のままじゃないかと思うわけです。だから、制度的なものをきちんとするとすれば、きちんと機械の型式検定方式をしてですね、必ず安全フレームを付けるような構造にせると、なおかつそういうのがないものは使っちゃいかんというふうなことをしていくのが制度的な、きちんとした手立てじゃないかなというふうに思うので、私が言いたいのはそういう法制度的な体系的な対策は不十分というふうなことはですね、そういった手立てがまだ十分でないのではないかと、その啓発活動に留まっているんじゃないかというところが言いたい

ところなんです。そういったところの認識はいかがでしょうか。不十分とは思いませんか。

**町長** 今議員がおっしゃったように、確かに私の答弁の内容は、啓発活動に関しての答弁でありました。冒頭、議員からはこの質問をなぜされるのかなと思って聞いておりましたが、いわゆる農林業の持つ多目的機能、これを支えているのが、いわゆる農林業者だと、だからそういった観点から、やはり死亡事故等を減らすべきだというような広い見地からのご発言で、大変、参考になったところでございます。

そこで、今もう少し具体的な、いわゆる予防策について、やっぱり検討すべきじゃないかというご提言でございましたが、まさにそのとおりでありまして、例えば、今農業用機械を新規に購入する場合には、国や県の補助があります。もちろん一部、町が補助する場合がありますけれども、そういった時には安全性能確保ができる機種を採用していただくなど、そういった協議もさせていただいているところでございます。そういったことで、今後とも、今議員がご提言にあったようなことで対応してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

**1 2 番田口** それでですね、本当に気持ちを、町長の気持ちを聞きたいと思っているんですが、今機械類に対する補助のことも言われましたけども、とにかく農業用の大きな機械はですね、なぜあんなに高いんだろと思うぐらい高いですよ、高級乗用車並、何百万円もするような機械を農協から買って、しかも借金してですよ、借金して買ってですよ、その機械に潰されて死んでたりしたらですよ、本当に悲惨なものじゃないですか。だから、要するに、この農作業における事故というものがですね、先程言いましたように、みんな、それは本人の責任たい、不注意やったたい、ふの悪かったたいということで済まされているというところがですね、違うんじゃないのと。行政として何かせんばいかんちゃんないのかというふうなことを強く思うんです。だから町長単独ではおそらく無理だろと思うんですけれども、とにかく、しかし、国県がなければ最後は市町村しかないというふうなことも考えればですね、何かせんばやろうと、そがん農作業でですね、あまり金にもならんような農作業をしてですよ、死んでたりしたらですよかわいそうなもんじゃないですか。だからそれは行政としては何かせんばやろうという気持ちが。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員、質問は簡明に。

**1 2 番田口** その行政の責任者としてそういう気持ちがありますということですねお聞きしたいと思っております。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答え致します。農作業における安全性を高めるためには、私は一方では先程言いましたように農業用機械の安全性を高めるということ、もう一方では農作業に従事する方の、いわゆるモラルを高めるということ、この二つが合い重なって安全性がより向上するのではないかと、こう思います。

そこで、農業機械のいわゆる安全性につきましては、先程議員もおっしゃったように、やはり農業用機械の構造令等々が国で定められておりますので、そういったところで国の方で対応していただくと。もう一つは、安全性についての農作業の従事者である農家の皆さん方に、より高いレベルでの知識を持っていただくために、やはり啓発活動が必要ではないかと思っておりますので、議員が町長に求められておるその考えは十分理解を致しますので、そういった視点から今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

**1 2 番田口** 終わります。

( 1 4 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 通告者の質問が終了を致しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 4 : 0 1 )